全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額
（平成25年4月分～）

（静岡県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		健康保険料	
				介護保険第２号被保険者に該当しない場合	介護保険第２号被保険者に該当する場合
等級	月額			9.92%	11.47%
		円以上	円未満		
1	58,000	～	63,000	5,753円	6,652円
2	68,000	63,000 ～	73,000	6,745円	7,799円
3	78,000	73,000 ～	83,000	7,737円	8,946円
4	88,000	83,000 ～	93,000	8,729円	10,093円
5	98,000	93,000 ～	101,000	9,721円	11,240円
6	104,000	101,000 ～	107,000	10,316円	11,928円
7	110,000	107,000 ～	114,000	10,912円	12,617円
8	118,000	114,000 ～	122,000	11,705円	13,534円
9	126,000	122,000 ～	130,000	12,499円	14,452円
10	134,000	130,000 ～	138,000	13,292円	15,369円
11	142,000	138,000 ～	146,000	14,086円	16,287円
12	150,000	146,000 ～	155,000	14,880円	17,205円
13	160,000	155,000 ～	165,000	15,872円	18,352円
14	170,000	165,000 ～	175,000	16,864円	19,499円
15	180,000	175,000 ～	185,000	17,856円	20,646円
16	190,000	185,000 ～	195,000	18,848円	21,793円
17	200,000	195,000 ～	210,000	19,840円	22,940円
18	220,000	210,000 ～	230,000	21,824円	25,234円
19	240,000	230,000 ～	250,000	23,808円	27,528円
20	260,000	250,000 ～	270,000	25,792円	29,822円
21	280,000	270,000 ～		27,776円	32,116円

※平成25年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

※介護保険第２号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.92%)に介護保険料率(1.55%）が加わります。

※健康保険料率のうち、5.77%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、
4.15%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

≪保険料の納付方法について≫

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月１日）することができます。

◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕　６カ月分：４月分～９月分または10月分～翌年３月分
12カ月分：４月分～翌年３月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～